

不登校に関する児童生徒支援 令和 5 年度支援施策（案）

1 校内フリースクールの整備（拡充）

空き教室等を活用し、生徒の相談や教育指導を行う専任職員を配置した校内 FS を設置。

中学校及び義務教育学校後期課程では、既に校内 FS を実施する谷田部中学校を除いた 16 校に、小学校及び義務教育学校前期課程では、校内 FS の試行的実施として不登校児童が多い学校 6 校程度に、設置を予定する。

専任職員として、会計年度任用職員を 1 名ずつ配置。週 5 日、1 日 6 時間勤務、長期休業期間勤務なしを想定。経験豊富な退職教職員の任用を想定。実施に当たり、谷田部中学校の校内 FS のノウハウを生かした研修を実施。

2 スクールカウンセラー（SC）の配置（拡充）

現在、市で勤務する SC は、週 1 日、1 日 7 時間勤務を 1 人分として、県任用者 14 人分、市任用者 7 人分、合計 21 人分である。市内全小・中・義務教育学校で相談業務に従事しているが、教育相談は増加傾向にあり、相談の予約が取りにくい現状がある。この状況を開拓するため、SC を増員する。

増員の理想想定を、以下のとおりとし、令和 7 年度までに、市で勤務する SC を、現在の 21 人分から 56 人分（1 人分：週 1 日、1 日 7 時間勤務）まで増員することを目指す。

- 大規模義務教育学校 各校 3 人分（R5: 2 校）
- 上記以外の義務教育学校 各校 2 人分（R5: 2 校）
- 小学校及び中学校 各校 1 人分（R5 : 44 校、R6 : 46 校）

令和 5 年度は、12 人分増員し、合計 33 人分の配置とする。

3 スクールソーシャルワーカー（SSW）の配置（拡充）

現在、市で勤務する SSW は、週 2 日、1 日 6 時間勤務を 1 人分として、市任用者 8 人分である。市内全小・中・義務教育学校で相談業務や家庭訪問等を行っているが、より充実した生活相談やアウトリーチを行うため、SSW を増員する。

増員の理想想定を、1 学園に 1 人分の配置とし、令和 6 年度までに、現在の 8 人分から 18 人分（1 人分：週 2 日、1 日 6 時間勤務）まで増員することを目指す。

令和 5 年度は、9 人分増員し、合計 17 人分の配置とする。（令和 6 年度は、（仮称）みどりの南中学校区分を 1 人分増員予定。）

4 教育相談センターの教育相談員の配置（拡充）

教育相談センターでは、現在、教育相談を担当する教育相談員が8人、つくしの広場を担当する教育相談員が2人、合計10人が勤務している。教育相談は、年々は増加傾向にあり、相談の予約が取りにくい現状がある。また、つくしの広場では、入級者が増加傾向にあり、対応する人員の確保が課題である。これらの状況を開拓するため、教育相談員を増員する。

教育相談担当の教育相談員を2人増員し10人に、つくしの広場担当の教育相談員を1人増員し3人にする。

5 不登校児童生徒の保護者への補助（新規）

不登校児童生徒が学校外で学習等を行う際に生じる保護者の経済的負担を支援し、もって児童生徒の社会において自立的に生きる基礎を培うための選択肢の充実を図る。

補助対象経費は、不登校児童生徒支援施設を利用する際の利用料等、不登校児童生徒が学校外で学習等を行う際に生じる経費とする。補助金額は、不登校児童生徒1人につき上限額を定め、生じた経費分を支給する。

検討中ではあるが、補助金額の上限は、児童生徒1人につき20,000円程度が妥当であると考えている。

6 民間の不登校児童生徒支援施設の運営者への支援（新規）

不登校児童生徒の学習や相談の機会や居場所の提供を行うフリースクール等民間施設の活動を支援するため、民間施設運営者に対して、児童生徒の支援体制整備及び運営に係る経費を支援し、もって児童生徒の社会において自立的に生きる基礎を培うための選択肢の充実を図る。

経費の支援については、1日当たりのつくば市在住の利用児童生徒数と施設開設日数などに応じて支援の上限額を設定し、施設の支援対象事業費（つくば市在住の利用児童生徒分に限る。）の2分の1と比較して少ない方の額を支援する。また、支援する施設は、つくば市内に所在する施設であること、不登校児童生徒に対する相談、指導に関し、深い理解と知識、経験等を有し、それを活動の主たる目的とし、一定の社会的信用を有していること、学校や家庭との間の十分な連携・協力関係が構築されていること等の要件を満たす場合とする。さらに、カウンセラーの配置による加算など、必要に応じて加算ができるよう、その内容と金額を検討中である。

検討中ではあるが、支援の上限額の想定例は、以下のとおりである。

(例1) 1日当たりのつくば市在住の利用児童生徒数5人、

週の施設開設日数5日の場合

支援の上限額（年額） 年間 300 万円～400 万円

(例 2) 1 日当たりのつくば市在住の利用児童生徒数 10 人、

週の施設開設日数 4 日の場合

支援の上限額（年額） 年間 500 万円～600 万円

7 公設の不登校児童生徒支援施設（継続）

児童生徒の社会において自立的に生きる基礎を培うための選択肢の一つとして、公設の不登校児童生徒支援施設を引き続き運営する。

8 家庭にいる児童生徒への支援（拡充）

各学校での授業配信や茨城県が単元毎に配信するオンライン授業「いばらきオンラインスタディ」の活用とともに、自宅でも個に合った学習ができるよう市独自の ICT 教材「チャレンジングスタディ」のリニューアル等、支援策を構築していく。